

感染症の罹患により学校を欠席した場合の提出書類について

下関市立王司小学校

- 1 インフルエンザ、百日咳、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘、咽頭結膜熱、結核、流行性角結膜炎など学校保健安全法で定める感染症に罹患した場合
⇒ 「出席停止について意見書（別紙1）」を医療機関に記入してもらい、学校へ提出して下さい。

- 2 アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱と流行性角結膜炎を除く）、マイコプラズマ肺炎（マイコプラズマ感染症）、溶連菌感染症に罹患した場合
⇒ 「登校届（別紙2）」を保護者が記入し、学校へ提出して下さい。

- 3 感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、手足口病、伝染性紅斑、伝染性膿痂疹、伝染性軟属腫などに罹患した場合
⇒ 原則として、出席停止にはなりません。

※新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）については、出席停止となりますが、書類提出の必要はありません。

※HP から「出席停止についての意見書（別紙1）」や「登校届（別紙2）」をダウンロードして学校に提出することも可能です。